平成30年10月18日 第11回労働政策審議会人材開発分科会 資料1-2

一般教育訓練給付の拡充に係る対象講座の 指定基準等の改正案について

教育訓練給付の各類型及び対象講座の関係のイメージ(案)

教育訓練給付対象講座【雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練】

一般教育訓練

専門実践教育訓練以外の、

雇用の安定・就職の促進 に資する教育訓練が指定 対象

○ 訓練を通じて<u>習得する能力</u> <u>に関する、客観的目標が明</u> <u>確に設定された講座</u>を、幅 広く対象とする。

典型的には、国家・民間資格の取得を目標とした講座

- ※ 入門的・基礎的水準のもの は、当然に対象外。
- ※ 短期の課程が主な対象。必 然的に比較的低額な受講料 水準のものが多数。

うち、拡充の対象となる訓練 (「論点(案)」に即した案)

一般教育訓練の対象となり得る訓練のうち「人づく り革命基本構想」等に基づく「ITスキルなどキャリ アアップ効果の高い講座」

即効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズが高く、かつ、**特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価できる教育訓練**が指定対象

A:公的職業資格(業務独占資格・名称独占資格・必置 資格等(※))の養成課程(短期)

それ以外の公的職業資格(業務独占資格・名称独占資格・必置資格)の試験合格目標講座

※介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、 特定行為研修を含む

B:IT資格取得目標講座(ITSSL2以上)

C: ITLSに基づく新たなITパスポート試験合格目標講座

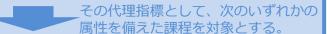
D: 文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム(60時間以上120時間未満)

✓専修学校におけるキャリア形成促進プログラム

✓大学等における職業実践力育成プログラム)

専門実践教育訓練

中長期的なキャリア形成に資する専門的かつ 実践的な教育訓練が指定対象



- ①公的職業資格(業務独占資格・名称独占資格) の養成課程(原則1年以上3年以内(一部120 時間)以上)
- ②専門学校における職業実践専門課程等(キャリア形成促進プログラムを含む)(120時時間以上)
- ③専門職大学院
- ④大学等における職業実践力育成プログラム (120時間以上)
- ⑤高度IT資格取得目標講座(ITSSL3以上、120時間以上*ITSSL4の場合は30時間以上)
- ⑥第4次産業革命スネル習得講座(ITSSL4、30時間 以上)
- ⑦専門職大学

ン支講 ト給座 要指 80%等によりパフォーマンスを評価

訓練前キャリコンは要件化していない

受験率80%・合格率全国平均以上、就職・在職率80%によりパフォーマンスを評価

<u>訓練前キャリコン</u>による、受講の意思や就職実現・ キャリアアップの可能性の確認を、<u>要件化することと</u> してはどうか 受験率80%・合格率全国平均以上、就職・在 ■ 職率80%等によりパフォーマンスを評価

<u>訓練前キャリコン</u>による、受講の意思や就職実現・キャリアアップの可能性の確認を、<u>要件化</u>

対

象

る教育訓

練

イの

╽本

セ

具体

例

 \mathcal{O}

○ 第9回人材開発分科会(平成30年8月26日)以降の2回の審議を踏まえた、一般教育訓練給付の拡充の対象講座に関する指定基準の案(平成31年10月指定分からの適用を想定)は、次のとおり。

コンセプト

一般教育訓練給付の拡充の対象講座についてのコンセプト

- 「人づくり革命基本構想」等に基づく「ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座」とは、<u>即</u> <u>効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズが高く、かつ、特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価できる教育訓練であると整理できるのもの</u>。
- こうした対象講座のコンセプト等を踏まえ、以下の通り
 - ・いわゆる**ポジティブリスト方式による対象課程類型**、及び
 - ・課程類型ごとの講座指定基準

を規定することが考えられるもの。

参考:「人づくり革命 基本構想」 (平成30年6月13日人生100年時代構想会議決定) (抄)

第5章 リカレント教育

リカレント教育は、人づくり革命のみならず、生産性革命を推進するうえでも、鍵となるものである。リカレント教育の受講が職業能力の 向上を通じ、キャリアアップ・キャリアチェンジにつながる社会をつくっていかなければならない。

(教育訓練給付の拡充)

専門実践教育訓練給付(7割助成)について、第4次産業革命スキル習得講座の拡充や専門職大学課程の追加など、対象講座を 大幅に拡大する。

また、一般教育訓練給付については、対象を拡大するとともに、ITスキルなどキャリアアップ効果の高い講座を対象に、給付<u>率を2割から4割へ倍増する。</u>特に、文部科学大臣が認定した講座については、社会人が通いやすいように講座の最低時間を120時間から60時間に緩和する。あわせて、受講者の大幅な増加のための対策を検討する。

対象講座A

公的職業資格の養成課程(短期)、試験合格目標講座

- ○公的職業資格(業務独占資格・名称独占資格・必置資格等(※))の養成課程(短期)及びそれ以外の公的職業資格(業務独占資格・名称独占資格・必置資格)の取得目標講座等については、安全確保の必要性、必要な知識技術の標準化可能性等の観点から、資格の労働市場における価値が相対的に高く、一般教育訓練給付の拡充のコンセプトである「即効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズが高く、かつ、特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価」できるもの。 (※)介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修を想定している。
- ⇒そのため、これら公的職業資格等の養成課程(短期)及びそれ以外の公的職業資格の取得目標講座等中、一定の講座レベル基準を満たすものについて、一般教育訓練給付の拡充の対象講座として位置づけることとしてはどうか。
- その際、<u>講座レベルの指定基準としては、専門実践教育訓練給付の基準も参照しながら、以下の2</u> <u>つを設定することとしてはどうか</u>。
 - 受験率80%以上のもの、合格率全国平均以上のもの
 - 就職率・在職率80%以上のもの

対象講座B

IT資格取得目標講座(ITSSL2以上)

- ○IT資格取得目標講座(ITSSL2以上)については、人手不足分野であり、人づくり革命基本構想でも特記され、一般教育訓練給付の拡充のコンセプトである「即効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズが高く、かつ、特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価」できるもの。
- ⇒そのため、これらIT資格取得目標講座(ITSSL2以上)中、<u>一定の講座レベル基準を満たすものについて、一般教育訓練給付の拡充の対象講座として位置づけることとしてはどうか</u>。
- ○その際、<u>講座レベルの指定基準としては、専門実践教育訓練給付の基準も参照しながら、以下の2つ</u>を設定することとしてはどうか。
 - 受験率80%以上のもの、合格率全国平均以上のもの
 - 就職率・在職率80%以上のもの

ITLSに基づく新たなITパスポート試験合格目標講座

- ○ITLSに基づく新たなITパスポート試験合格目標講座については、人手不足分野であり、人づくり革命基本構想でも特記され、一般教育訓練給付の拡充のコンセプトである「即効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズが高く、かつ、特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価」できるもの。
- ⇒そのため、これらITLSに基づく新たなITパスポート試験合格目標講座中、一定の講座レベル基準を満たすものについて、一般教育訓練給付の拡充の対象講座として位置づけることとしてはどうか。
- ○なお、 経済産業省において、ITLSについては2018年中に整備を予定しており、これに基づく抜本改訂 後の新たなITパスポート試験については2019年4月にスタートさせる予定。現時点で計画段階の制度 であるため、実績把握の方法についてなお検討が必要である。
- ○その際、<u>講座レベルの指定基準としては、専門実践教育訓練給付の基準も参照しながら、以下の2つを</u> <u>設定することとしてはどうか</u>。
 - 受験率80%以上のもの、合格率全国平均以上のもの
 - 就職率・在職率80%以上のもの
- ○この取り扱いの前提として、
- ・新たなITパスポート試験が開始(2019年4月)した後一定時期に、試験の受験合格実態、講座との関連等について、報告を求めることとしてはどうか。

文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム

- ○文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム(具体的には、60時間以上120時間未満の専修学校におけるキャリア形成促進プログラム及び大学等における職業実践力育成プログラム)については、人づくり革命基本構想等に基づく学び直しのニーズを踏まえたものであり、一般教育訓練給付の拡充のコンセプトである「即効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズが高く、かつ、特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価」できるもの。
- ⇒そのため、これら文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム中、<u>一定の講座レベル基準を</u> 満たすものについて、一般教育訓練給付の拡充の対象講座として位置づけることとしてはどうか。
- ○なお、 文部科学省において、2018年度中に学校教育法施行規則を改正し、「履修証明プログラム (特別の課程)」の訓練時間の下限を現行120時間から60時間に引き下げる予定(平成31年4月施行 予定)。これに伴い、文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラムについても、60時間以上 120時間未満のものについて、新たに文部科学大臣が認定を行うこととなる予定。
- ○その際、<u>講座レベルの指定基準としては、専門実践教育訓練給付の基準も参照しながら、以下を設定することとしてはどうか</u>。
 - 就職率・在職率80%以上のもの
- ○これに加え、現行の専門実践教育訓練給付の課程類型ごとの講座レベルの指定基準を参照し、
- ・指定申請の際に、中長期的キャリア形成に資するものとして、①特定の職業に関する実践的職業能力 習得に資するものであること、②キャリア形成上の課題を有する労働者層の就職促進・キャリア形成 に資するものであることなどキャリアアップ効果を明示することを求めてはどうか。
- ・現行、指定講座運営機関に課している情報開示の仕組みを活かし、修了者の一定期間内でのキャリア アップ成果やその事例、在籍・採用企業の側の評価等の、訓練効果に関わるより具体の情報公開を促 進することとしてはどうか。

訓練時間の下限について

○訓練時間の下限は、現行の一般教育訓練給付を踏まえ、原則、50時間としつつ、新たなITパスポート試験合格目標講座については30時間、公的職業資格を目的とする課程のうち養成課程については、下限の適用をしないこととしてはどうか。

検証事項

適用開始後の検証について

- ○一般教育訓練給付の拡充については、「即効性のあるキャリア形成ができ、社会的ニーズが高く、かつ、特に就職実現・キャリアアップとの結びつきの強さを客観的に評価」できる制度となっていたかどうか、適用開始(平成31年10月予定)の**2年後を目途**に、受講受給者の属性、修了者の就職・定着の状況、キャリアアップ効果の事例等について、検証を行うこととしてはどうか。
- ○なお、ITLSに基づく新たなITパスポート試験合格目標講座及び文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム(具体的には、 60時間以上120時間未満の専修学校におけるキャリア形成促進プログラム及び大学等における職業実践力育成プログラム)については、現時点で計画段階の制度であるため、適用開始の1年後を目途に、受講受給者の属性、修了者の就職・定着の状況、キャリアアップ効果の事例等について、検証を行うこととしてはどうか。

新たなエバスポート試験合格目標構座・文部科学大臣が認定する大学等の短期間のプログラムの質保証・検証の具体的方法(案)

- 新たなITパスポート試験合格目標講座、文部科学大臣が認定する大学等の短時間のプログラム(60時間以上120時間未満の職業実践力育成プログラム・キャリア形成促進プログラム)については、いずれも、構想どおりの講座開講に至った場合、人づくり革命基本構想に示された「ITスキルなど、キャリアアップ効果の高い講座」としての質を満たすと見込まれ、また、教育訓練給付の拡充により求められる、対象講座全体としての量的カバレッジ・バリエーションの確保にも寄与するものと期待。
- 他方で、新たなITパスポート試験合格目標講座については、試験としても講座としても、純粋な祖型が存しないこと、短時間の職業実践力育成プログラム・キャリア形成促進プログラムについては、資格受験・合格の観点での講座の質保証が叶わないこと、また、両者共通して、在職者が受講受給者の多数を占めることが見込まれ、離職者の就職実績という観点での十全な講座の質の事前・事後の検証が困難と考えられること等から、課程類型共通の講座の要件に加え、これら課程類型独自の講座指定基準の設定やその運用、制度適用前後の検証等の仕組みを設定することで、厳格な質保証を期することができると考えられるものであり、質保証・検証の具体的方法(案)は、以下のとおり。

新たなITパスポート試験合格目標講座

- 講座時間数が30時間未満のもの(例:直前試験対策講座)
- <u>受験率80%、合格率全国平均以上、いずれかを満たさない</u> もの(試験合格パフォーマンスが一定水準以下のもの)
- <u>就職・在職率80%未満</u>のもの(例:就職・キャリアアップ 以外の目的の受講者が相当数にのぼる講座等)

* 講座ごとの個別の独自の人材像・キャリアアップ効果が存するものではないので、右記のような課程類型独自の指定基準を設定することは馴染まないが、経済産業省、試験実施主体のIPAに、試験合格者のキャリアアップ成果に係る事例等の情報収集・公開について要請する

新たなITパスポート試験開始(平成31年4月)後一定時期 に、試験の受験・合格実態、講座との関連等について把握・ 報告の上、実質的な適用を開始

*実質的な適用開始時期について、この検証等に必要な期間等を勘案の上決定

短時間の職業実践力育成プログラム(BP)・ キャリア形成促進プログラム

<u>就職・在職率80%未満</u>のもの(例:就職・キャリア アップ以外の目的の受講者が相当数に上る講座等)

- 修了者の<u>キャリアアップ成果やその事例、在職・採用企業側の評価等の情報開示を行わない</u>(乃至虚偽の情報を開示する)もの
- <u>習得を目指す実践的職業能力の対象職業や、受講者層の特性に応じたキャリアアップ上の効果を明確にしない、乃至、プログラム内容と整合しないもの</u>

②制度適用前の検証

*平成31年10月適用開始を予定(他の対象課程類型と同様)

適用開始後、1年後を目途に、受講受給者の属性、修了者の就職・定着の状況、キャリアアップ効果の事例等について検証を計画(一般教育訓練の拡充対象講座全体については、適用開始から2年後を目途に検証を計画)

①労との基設よ外る 厚働し指準定りさ講 のに除れ座

例

課程類型 固有の指 定基準等 によるも の

各課程類

型共通の

指定基準

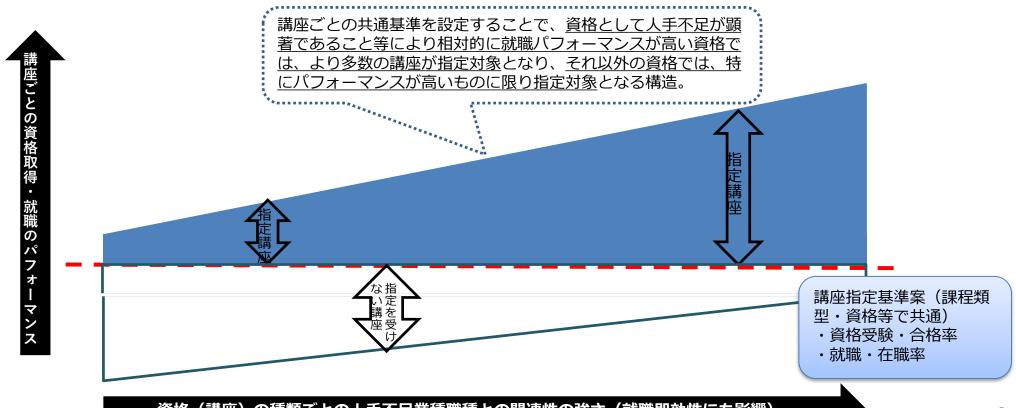
によるも

Ø

③制度<u>適用後の検証</u>

一般教育訓練給付の拡充の対象講座に係る人手不足の実態等の観点からの差別化の考え方

- 一般教育訓練給付の拡充の対象講座の検討対象の一つである、「公的職業資格の取得を目標とした講座」(養成課程を除く)の具体の 対象範囲について、特に、人手不足業種・職種の観点で何らかの限定を行うべきか否か、が論点の一つとなっているもの。
- 今般の一般教育訓練給付の拡充に係る検討の視点の一つに人材確保、生産性向上等への寄与といった「社会的有用性」があり、いわゆる人手不足業種・職種ほど、当該分野での教育訓練受講支援強化を通じた人材確保上の効果が高いと言えるもの。
- 他方、<u>資格と業種・職種の関連性は明確なものと幅広く不明確なものがある</u>こと、<u>人手不足業種・職種を、安定的・客観的な指標で選定を行うことは技術的に困難</u>を伴うこと、<u>業務独占資格・名称独占資格・必置資格との紐づけによりそれ自体が社会的効果が明確</u>とも言えること、等に鑑み、<u>業種・職種の観点での絞り込みを行わない</u>ことが考えられるもの。
- その場合、資格等に関わらず共通の資格受験・合格率、就職・在職率の要件を設定することを想定していることから、<u>講座単位で見ると、資格取得・就職パフォーマンスが高い講座しか指定対象とはならない、その結果、資格ごとに指定講座数に「メリハリ」が発生、</u>同時に対象資格・講座のバリエーションが確保される構造。



自己啓発の課題と教育訓練給付を含む支援施策の関係構造

- 能力開発基本調査(個人調査)に基づく、自己啓発の実施状況を見ると、正社員でも「行った者」の割合が半数に満たない(42.9%)など、総じて低調。OECDのレビューにおいても、日本の生涯学習への参加率は低く、成人の学ぶ意欲は、調査参加国中で最下位に近いことなどを指摘。(Education Policy in Japan Building Bridges towards 2030 (OECD(2018)))
- 一方で、自己啓発を行った社会人は、2~3年後の年収に有意な効果をもたらしたり、就職できる確率を増加させるとの調査分析も存在。(平成30年度年次経済財政報告(内閣府)P178、「慶應義塾家計パネル調査(2005~2016年)」を利用)
- 教育訓練給付制度については、<u>在職者・離職者の主体的なキャリア形成に向け、特に、一定程度以上の期間・受講料負担の教育訓練機会</u> の活用に係る経済負担軽減や、教育訓練機会そのものを提供する等の役割が期待される。

自己啓発普及の主な課題

①時間的制約

「仕事が忙しくて自己啓発の余裕がない」 57.5%、「休暇取得等が会社の都合でで きない」11.8%等

②経済的制約

「費用がかかりすぎる」28.0%等

③教育訓練そのものの制約

「適当な教育訓練機関が見つからない」 16.0%等

4情報の制約

「コース等の情報が得にくい」11.5%等

⑤効果認識の制約

「コース受講等の効果が定かでない」「目指すべきキャリアがわからない」18.9% 等

教育訓練機会の期間・時間数、経済負担の大きさの程度

右記以外のもの

一定規模の期間・受講料負担のもの

特に長期・本格的なもの

教育訓練休暇制度導入企業に対する支援(人材開発支援助成金)

長期教育訓練休暇制度導入企業に対する支援(人材開発支援助成金)

一般教育訓練給付による支援

一般教育訓練給付の拡充による、就職・キャリアアップ効果 の高い講座受講に対する支援 専門実践教育訓練給付の対象講座の 拡充による、中長期キャリア形成に 資し、特に長期・高額の講座受講に 対する支援

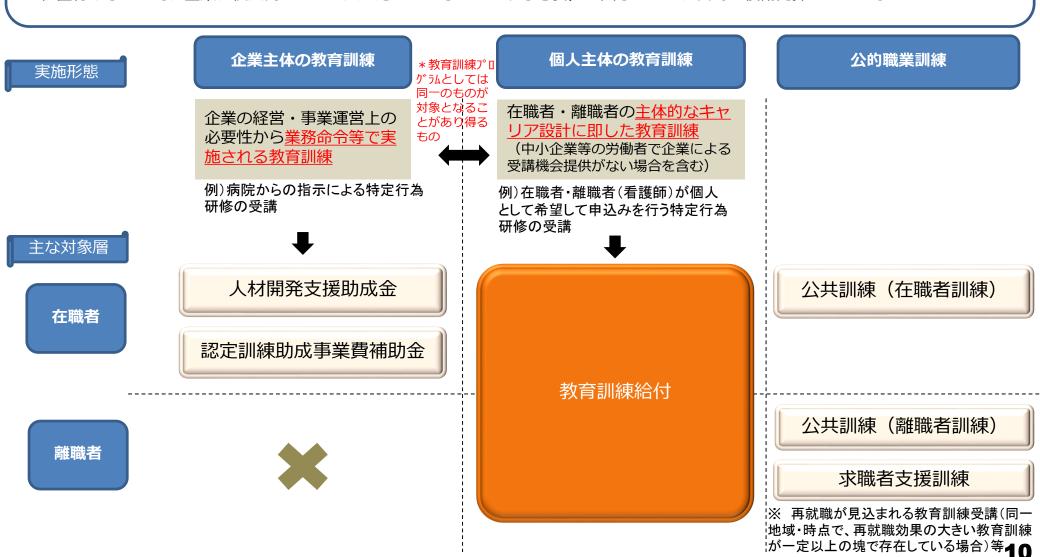
教育訓練給付対象講座に係る情報発信、同講座をはじめとする自己啓発の効果(具体の事例を含む) 等に関する効果的な広報

訓練前キャリコン、セルフキャリアドックの普及等による学び直しの意義に関する啓発、キャリアアップに結びつけるための助言等の支援

(出典) 平成29年度「能力開発基本調査」(厚生労働省)

対象層・実施主体別の人材開発施策の関係構造

- 人材開発施策は、在職者、離職者と言った対象層の特性と、企業、個人、公共と言った実施主体に応じた制度設計がなされている。
- この中で、教育訓練給付制度は、「在職者自身のキャリア設計に即した教育訓練受講」と、「離職者の再就職に結びつく教育訓練受講」 等の役割を担うもの。
- 関連する、企業主体の教育訓練、公的職業訓練との役割分担、制度設計上の連動(特に企業主体の教育訓練とは共通の教育訓練を対象に 位置付けることで、企業、個人両方のニーズに応えられるようにする必要)を図ることが、目的・役割発揮上ふさわしいもの。



対象講座A

資格の性質と教育訓練給付制度(専門実践教育訓練を含む)の関係

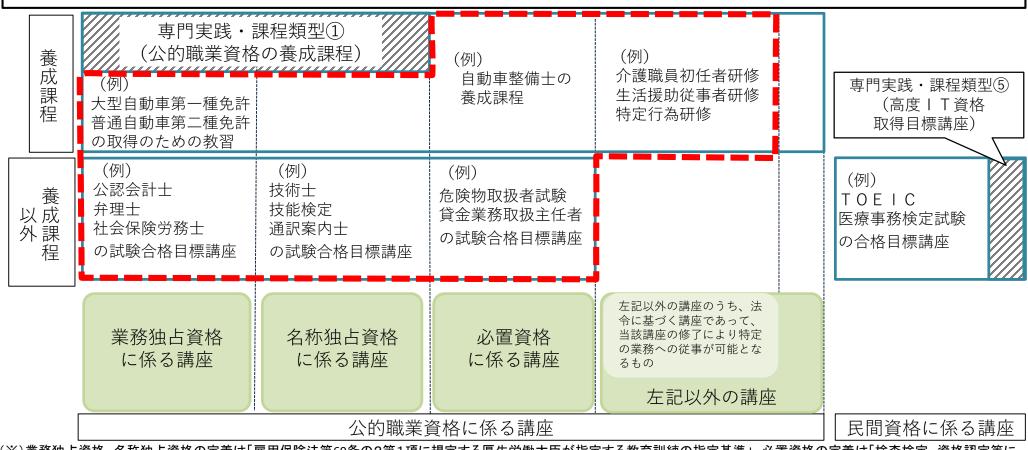
現行の一般教育訓練給付の対象講座は、資格の取得を目標とするものが主であるが、これらの講座は、以下の図のように分類することが可能。

【参考】

業務独占資格…法令の規定により当該資格を有しない者による当該資格に係る業務への従事が禁止されている資格

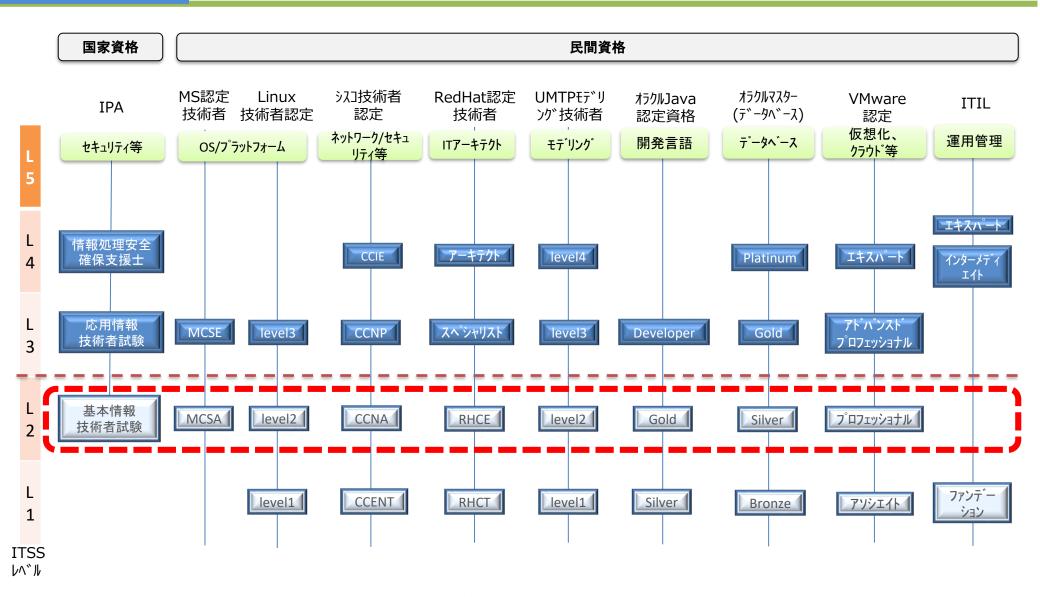
名称独占資格・・・法令の規定により当該資格を有しない者の当該資格の名称の使用が禁止されている資格

必置資格・・・・業務独占資格以外のもので、一定の事業場等において、その資格を有する者のうちから管理監督者等として配置することが義務付けられ ているもの



(※)業務独占資格、名称独占資格の定義は「雇用保険法第60条の2第1項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練の指定基準」、必置資格の定義は「検査検定、資格認定等に 係る利用者の負担軽減に関する調査 結果報告書」(平成23年10月総務省行政評価局。以下「行政評価局報告書」という。)による。各講座の分類については、行政評価局報告書を参照し、厚生労働省人材開発統括官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において作成。

情報通信系資格の例とそのレベル評価



(資料出所)「ITSSキャリアフレームワークと認定試験・資格とのマップ」(NPO法人スキル標準ユーザー協会)、「"情報処理安全確保支援士"と現行の情報 セキュリティスペシャリスト試験の位置付けについて」プレスリリース資料(独立行政法人情報処理推進機構)をもとに、厚生労働省人材開発統括 官付若年者・キャリア形成支援担当参事官室において作成。

対象講座C

ITLS、新たなITパスポート試験の整備等による期待される労働政策上の効果・検討課題 【専門実践教育訓練との対応関係・相乗効果の観点を含めて】

経済産業省作成 資料等を参照し 厚牛労働省にて作成

高度ITスキル習得支援と、ITリテラシー習得支援 を並行して推進することで、人材確保、生産性向 上等と受講者のキャリアアップの相乗効果を得る ことが期待されるのでは?

> 〇事業運営上の付加価値創 出を先導できる人材として の、職務の広がり、事業部 門のリーダークラスとしての昇進 その他のキャリアアップ実現

〇各企業、ひいては経済活動全体の 生産性向上・リスク低減、国際競争 力向上への寄与

O情報通信技術に係る共通言語の下での両 者のコラボによる、先端情報通信技術の事 業運営への迅速、効果的な導入実現

*主要先進国・国際機関でも、ITLSに相当 するスキル・フレームワークを整備し、能力 開発・評価の取組みに着手

> O構造的人材不足状態にある情報 通信技術者の人材養成・確保促進

O情報通信技術者としてのスキル アップに伴う、職務の広がり、昇 進その他のキャリアアップ実現

○ベンダー企業、各企業のシステム部門等で、情報通信技術

発、改善・メンテナンスにリーダーシップを発揮できる人材

者のリーダーとして、事業ニーズに即した新システムの設計・開

人材像

労働政策

上の効果

こうしたコンセプ ト・構想に即し た具体化のプロヤ スや確実な実績 発現の見込みに ついてフォロー必要 では?

資格

教育訓練 (講座)

○事業運営上の課題・ニーズ発見、高度・先端IT活用可能性探索の知見を踏ま え、新システム導入の企画、基本設計・仕様の作成、さらには、導入後の改善・メ ンテナンス等に当たり、事業サイドにおける現場リーダー、ビジネスマネジメントの立 場でとしての役割を発揮できる人材

新たなITパスポート試験 (*平成31年4月開始予定)

○現行ITパスポート試験をベースに、AI、IoT等の新技術、アジャイル等の新手 法の要素を注入する等の抜本改定(新要素が50%程度にも登るもの)

*情報処理技術者試験(国家資格)の一環

新たなITパスポート試験合格目標講座

★一定水準以上

のものが一般教 育訓練の拡充の 検討対象

修了・

(進拠)

【合格・資格解】

ITSSL3以上 資格試験

○情報処理安全確保支援十試験

*情報処理技術者試験(国 家資格)の一環、Oracle 【Silver】、Cisco【CCNA】等

ITSSL3以上試験

第4次産業革命 スキル習得講座 (ITSSL4以上)

*あまりに技術革新の 進度が早いため資格

化・必要なメンテが困難

★一定水準以上の

ものが専門実践教

育訓練の対象

な領域

○ITLS 1級相当の設計

(*平成31年から順次開講見込み)

○新たなITパスポート試験に対する高い需要等に鑑み、同試験の計画確定 を踏まえ、この合格を目標とした、試験合格目標講座の多数開設が想定

ITLS (*現在ドラフト/平成30年内完成予定)

〇ビジネスパーソンに共通的に求められるITに関する知識・技術・活用力の要素の体 系・その水準表示

○1級: (ITSSとの対比で) 事業運営上の先端IT活用の企画提案・システム部門等と の実務的な調整等を事業部門の立場でリードするレベル(*2級が個人レベルの活用 カに対し、1級は企業・組織レベルの活用習得のレベル)

合格目標講座

〇上記資格試験のス ペックを踏まえ、この 合格を目標に開講され ている講座

OAI.IoT等の特に高 度・先端のIT習得を 目指すもの(経産大 臣認定)

ITSS

○情報通信技術者に求められる知識・技術の要素の 体系・その水準表示

OL3:要求された作業をすべて独力で遂行するレベル

情報通信技術を活用する幅広い業種・職種のビジネスパーソン

全体として呼応した基本コンセプト (成果オリエンティド等)、制度設計

高度情報通信技術者

能力

基準

「専修学校におけるキャリア形成促進プログラム」のうち短時間 (60時間以上120時間未満)のものを想定した場合のイメージ

下限時間数引き下げのねらい

キャリア形成促進プログラム(120時間以上2年未満)

プログラム受講生のこれまでの学習歴・業務経験等を基盤とした上で、 必要なエッセンスを体系的かつ効率的に習得できるよう抽出したカリキュラム 平成30年8月:大臣認定制度創設 平成31年1月:初回認定実施



認定要件である修業年限の下限 を引き下げ

短時間(60時間以上120時間未満)

【目指す人材像】

〇現場のリーダー層(例:測量等にドローン技術を活用できる人材)

プログラム受講生の<u>在籍する企業等においてキャリアアップに必要な</u> エッセンスを短期集中で効率的に習得できるよう抽出したカリキュラム

修業年限以外の認定要件は共通

教育課程編成委員会

専攻分野に関する企業等との連携体制を確保して、授業科目の開設 その他の教育課程の編成を行う会議を年に2回以上開催。

学校関係者評価委員会

企業等の役員又は職員が参画する会議において、学校関係者評価 を実施し評価結果を公表。

履修証明制度の下限時間数引き下げ

- ・学び直しの障害要因
- ⇒1年未満の短期間で学べる教育プログラムが少ない
- ・履修証明制度等の改善点:
- ⇒総授業時間数がより**短時間での修了が可能な制度とすべき**
- ・大学等の社会人向けプログラムにおける募集定員の充足率 61~90時間:87%、121時間以上:56%(図1参照)



平成30年度中:学校教育法施行規則改正(予定)

=履修証明制度の下限を現行の120時間から60時間へ引き下げ

【期待される効果】

- ・大学・専門学校等による従来より短期の教育プログラム の供給を促し、社会人の短期の学び直しニーズに対応。
- ・学び直しプログラムの多様化を促す。

一定以上の実践的授業

企業等と連携して行う授業、インターンシップ、その他の実践的な方法による授業がカリキュラム全体の5割以上を占める。

教員研修

企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する 研修を組織的に実施。

「職業実践力育成プログラム」(BP)認定制度の改善について

文部科学省 作成資料



文部科学省

Brush up Program for professional

大学等における社会人や企業等のニーズに応じた実践的・専門的なプログラムを 「職業実践力育成プログラム」(BP)として文部科学大臣が認定(平成30年4月現在222課程)

<目 的>プログラムの受講を通じた社会人の職業に必要な能力の向上を図る機会の拡大 【認定要件】

- 大学、大学院、短期大学及び高等専門学校の<u>正規課程及び履修証明プログラム</u>
- 対象とする職業の種類及び修得可能な能力を具体的かつ明確に設定し、公表
- 対象とする職業に必要な実務に関する知識、技術及び技能を修得できる教育課程
- 総授業時数の一定以上(5割以上を目安)を以下の2つ以上の教育方法による授業で占めている
 - ①実務家教員や実務家による授業
- ②双方向若しくは多方向に行われる討論

(専攻分野における概ね5年以上の実務経験) (課題発見・解決型学修、ワークショップ等)

③実地での体験活動

④企業等と連携した授業

(インターンシップ、留学や現地調査等)

(企業等とのフィールドワーク等)

- 受講者の成績評価を実施 自己点検・評価を実施し、結果を公表(修了者の就職状況や修得した能力等)
- 教育課程の編成及び自己点検・評価において、組織的に関連分野の企業等の意見を取り入れる仕組みを構築
- 社会人が受講しやすい工夫の整備(週末・夜間開講、集中開講、IT活用等)

今後、リカレント教育を一層推進していくためには、受講しやすい環境を整備することが必要であり、**短期間で修了できるプログラムのニーズが高い**

履修証明制度 (※) について、最低時間数を「120時間以上」から「60時間 以上」に見直し、より短時間のプログラムについてもBP認定の対象に

➡ 社会人の多様なニーズに応えるリカレントプログラムの推進

3.9

15

37.7

22.5

11.1